

工事設計書

		設計		精査	
工事名	仲津小学校空調整備工事の内機械設備工事				
工事場所	行橋市大字道場寺 1439番地				
工事費	工事価格	+	消費税	=	合計
工事概要	空調改修工事（機械設備） 1.0 式				
起工理由	老朽化により、安全面・機能面等で不具合が生じた施設を改修し、利用者の安全性・利便性を確保するため。			補助内容	
				国庫補助	

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			備考
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
1-2	空調配管設備工事									
	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管 25.4φ ガス管	m	19.0						
	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管 15.9φ ガス管	m	728.0						
	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管 12.7φ ガス管	m	126.0						
	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管 9.5φ 液管	m	747.0						
	冷媒管	冷媒用断熱材被覆銅管 6.4φ 液管	m	126.0						
	保温化粧ケース	140x80	m	401.0						
	保温化粧ケース	100x70	m	10.0						
	渡り配線工事	EM-EEF1.6-3C	m	844.0						
	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管 40A 屋内一般	m	132.0						
	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管 30A 屋内一般	m	279.0						
	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管 25A 屋内一般	m	191.0						
	ドレン管	硬質塩化ビニル管 VP40 屋内架空	m	33.0						
	ドレン管	硬質塩化ビニル管 VP30 屋内架空	m	3.0						
	ドレン管	硬質塩化ビニル管 VP25 屋内架空	m	1.0						
	ドレン管	硬質塩化ビニル管 VP40 屋外架空	m	11.0						
	ドレン管	硬質塩化ビニル管 VP25 屋外架空	m	4.0						

費目	工種	細目	単位	当初設計			変更設計			備考
				数量	単価	金額	数量	単価	金額	
5-2	換気設備撤去工事									
	換気機器類撤去費	全棟:全熱交換ユニット、排風機	式	1.0						
	給排気グリル撤去費	全棟	個	18.0						
	消音ボックス撤去費	全棟	個	18.0						
	給排気フード撤去費	全棟	個	18.0						
	スパイラルダクト撤去費	200φ	m	107.0						
	スパイラルダクト撤去費	150φ	m	46.0						
	スパイラルダクト撤去費	100φ	m	15.0						
	スパイラルダクト保温撤去費		m	47.0						
	長方形ダクト撤去費	1.2mm	m2	76.0						
	長方形ダクト撤去費	1.0mm	m2	358.0						
	長方形ダクト撤去費	0.8mm	m2	472.0						
	長方形ダクト撤去費	0.6mm	m2	161.0						
	長方形ダクト撤去費	0.5mm	m2	277.0						
	チャンバー撤去費	1.2mm	m2	125.0						
	チャンバー撤去費	1.0mm	m2	57.0						
	チャンバー撤去費	0.8mm	m2	38.0						

仲津小学校空調整備工事〈現場説明書〉

1. 仕様について

- ・本工事は、防衛省の防衛施設周辺防音事業補助金を利用しているため、「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書（最新版）」の仕様を適用する。同仕方書による工事種別は、「1級」とする。

2. 安全管理について

- ・本工事は、建築主体工事・電気設備工事・機械設備工事の三業者にて作業を行うため、業者間の打合せを十分に行い、施工すること。ただし、建築主体工事の入札は、12月実施予定である。先んじて契約を行う電気・機械設備業者は、建築業者決定までの間、材料等の準備を行うこと。
- ・工事車輛等の搬入出は、児童の登校時間帯・下校時間帯を考慮して行うこと。
- ・工事箇所が利用者の動線と交差する場合があるため、交通誘導員等を適宜配置し、安全確保すること。
- ・仮囲い設置等は、状況に応じて、施設管理者および監督者と協議すること。
- ・内部作業の際は、搬入出路の養生を行い、損傷等を与えないよう配慮すること。

3. 工程管理について

- ・工事区分については、別紙(〇リング 計画図(案))を原則とするが、契約後、学校および監理・監督者と十分打合せの上、実施工程表を作成すること。
- ・現在、空調設備が設けられている部屋については、既存もしくは新設の空調設備を使用可能な状態にすること。
- ・校舎(南棟)の既存の空調設備は、令和5年度も使用できるようにすること。
- ・職員室の施工時期は、夏休み等の期間を利用し、学校運営に支障がないよう考慮すること。
- ・施設管理者および監督員と協議し、遅延無く工事を完了させること。
また、先行工区については、工事契約約款第33条に基づき部分使用を行う。
- ・停電作業については、学校運営に極力支障がないよう、日程調整を行うこと。

4. その他

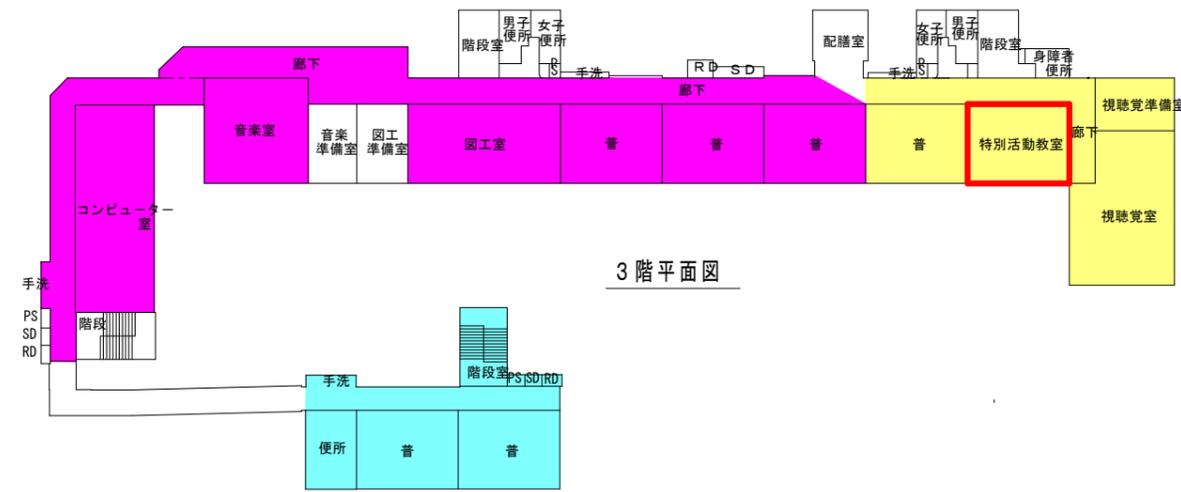
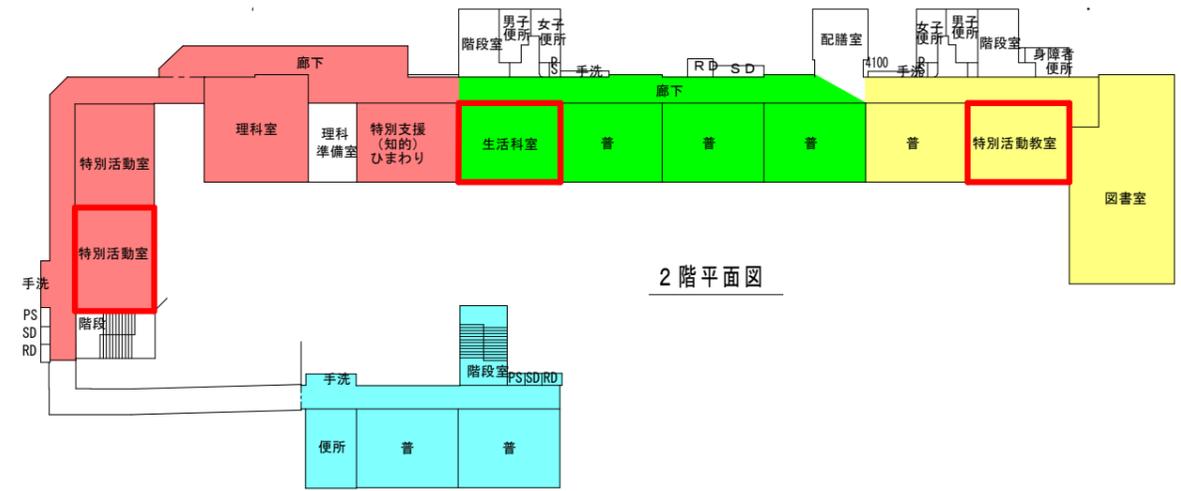
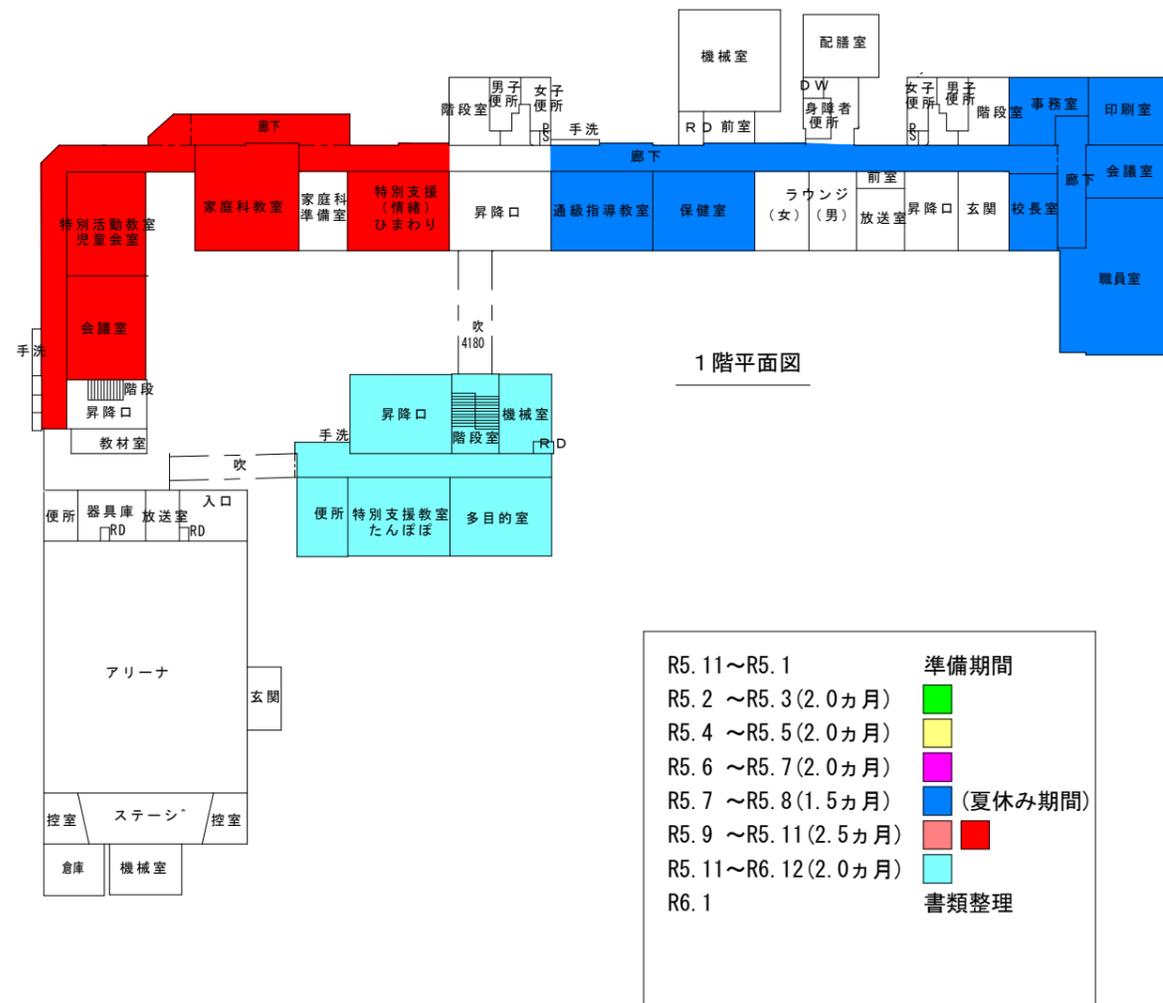
- ・平日の授業が行われている時間帯については、極力大きな音の出る作業を避けること。
- ・教室にある棚等は、現状のまま、養生を行って工事を行うこと。移動が避けられない場合は、請負者が移動させること。
- ・施工にあたり現場付近の道路、樹木、工作物等に損傷を与えた場合は、請負者の負担によって早急に復旧しなければならない。
- ・構内の駐車場所は限りがあるので、可能な限り乗り合わせで来場すること。
- ・施工計画書・材料承認等の必要書類は、早急に提出し承認を得てから施工を行うこと。
- ・施工体制台帳、施工体系図は、下請負人と契約後、速やかに提出すること。
暴力団排除条項に該当するものを下請負人とした場合には、元請負人に対して下請負契約の解除を求めることができる。

5. アスベスト建材について

- ・2022年4月1日から、請負金額が100万円以上の改修工事又は、解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事を行う施工業者は、アスベストの事前調査の報告が義務化になりましたので、アスベストの事前調査を行い、届出を行うこと。
- ・アスベスト関連の法律を遵守し、適切に処理すること。

6. 前払金について

- ・契約会計年度に、翌会計年度の前払金の一部を含めて請求することができる。
ただし、前払金の請求額は、契約会計年度の支払限度額を超えて請求することはできない。



ローリング計画図